

ボイラー構造規格等の一部を改正する告示（案）について（概要）

厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課

1. 改正の趣旨

- 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号。以下「法」という。）第 37 条第 1 項において、ボイラー及び第一種圧力容器は、都道府県労働局長の製造の許可を受けなければならないこととされており、同条第 2 項において、当該許可は、厚生労働大臣の定める基準に適合していると認めるときでなければしてはならないとされている。

当該厚生労働大臣の定める基準として、ボイラー構造規格（平成 15 年厚生労働省告示第 197 号）、圧力容器構造規格（平成 15 年厚生労働省告示第 196 号）が定められている。

- また、法第 42 条において、第二種圧力容器、小型ボイラー、小型圧力容器、簡易ボイラー、労働安全衛生法施行令（昭和 47 年政令第 318 号）第 13 条第 3 項第 26 号及び第 27 号の容器（以下「簡易容器」という。）は、厚生労働大臣の定める規格又は安全装置を具備しなければ、譲渡し、貸与し、又は設置してはならないこととされている。

当該厚生労働大臣の定める規格として、圧力容器構造規格、小型ボイラー及び小型圧力容器構造規格（昭和 50 年労働省告示第 84 号）、簡易ボイラー等構造規格（昭和 50 年労働省告示第 65 号）が定められている。

- これらの規格について、近年の技術革新による材料の品質向上、材料製造規格の高度化、溶接部の品質向上、試験検査技術の進歩等に対応することにより機械等が満たすべき合理的な基準を示し適切に安全の確保を可能にするため、以下のとおり改正を行う。

2. 改正の概要

（１）材料の使用制限の見直し（ボイラー）

従来、ボイラーの圧力のかかる部分について、ステンレス鋼板等の一定の鋼材が使用できる部分を節炭器管寄せの火炎の触れない部分としていたところ、火炎の触れずボイラー水が蒸発しない部分に改める。

（２）材料の安全係数の見直し（ボイラー、第一種圧力容器、第二種圧力容器）

許容引張応力の計算に用いる材料の安全係数を 4 から 3.5 に改める。

（３）冷間加工された部位の熱処理の規定の追加（ボイラー、第一種圧力容器）

曲げ加工又は成形加工を行う場合に、熱処理を行わなければならないこととする。

（４）水圧試験の圧力の見直し（ボイラー、第一種圧力容器、第二種圧力容器）

水圧試験の圧力を最高使用圧力の 1.5 倍から 1.3 倍に、気圧試験の圧力を 1.25 倍から 1.1 倍に改めるほか、日本産業規格 B8267（圧力容器の設計）又はこれと同等と認められる規格との整合性を図る。

（５）電子式の圧力計に関する規定の整備（ボイラー、第一種圧力容器、第二種圧力容器、小型ボイラー、小型圧力容器）

ボイラー等に取り付ける圧力計について、機械式のみならず電子式にも適用可能とするよう規定を整備する。それに伴い、圧力計は停電時にも有効に機能するものでなければならないこととする。

（６）多管式の貫流式ボイラーに関する規定の追加（ボイラー）

多管式の貫流ボイラーについて、ガラス水面計及び吹出し弁を取り付けなければならないこととする。

(7) 材料の許容圧縮応力の算出方法の変更（第一種圧力容器、第二種圧力容器）

材料の許容圧縮応力は、許容引張応力のみを用いていたところ、これを許容引張応力又は許容座屈応力のうち、いずれか小さい値とするよう改める。

(8) 圧力容器の板の最小厚さの規定の適正化（第一種圧力容器、第二種圧力容器）

鋼材の種類ごとに定めていた板の最小厚さについて、使用される場所や形状等に応じて日本産業規格 B8267（圧力容器の設計）又はこれと同等と認められる規格によらなければならないこととする。

(9) フランジ（第一種圧力容器、第二種圧力容器）

フランジについて、日本産業規格 B8267（圧力容器の設計）又はこれと同等以上の機械的性質を有するものに適合しなければならないこととする。

(10) スポット放射線検査の追加（第一種圧力容器、第二種圧力容器）

溶接継手の効率について、新たな検査方法であるスポット放射線検査を行う場合を規定し、当該検査を行う場合の溶接継手の効率の値を整備する。

(11) 衝撃試験の要否基準の見直し（第一種圧力容器）

従来、最低使用温度と母材の種類のみで衝撃試験の要否の判断していたところ、板の厚さや応力等も踏まえて判断できるよう、日本産業規格 B8267（圧力容器の設計）又はこれと同等と認められる規格により判断しなければならないこととする。

(12) 引張試験の合格基準の見直し（第一種圧力容器）

材料の引張試験の合格基準を許容引張応力の4倍から3.5倍に改める。

(13) 上位規格の適用（小型ボイラー、小型圧力容器、簡易ボイラー、簡易容器）

上位規格に適合している小型ボイラー等について、適合みなし規定を設ける等適用関係を整備する。

(14) その他

引用する日本産業規格の最新版への変更その他所要の改正を行うほか、必要な経過措置を規定する。

3. 根拠条項

○ 法第37条第2項、第42条及び第113条

4. 適用期日等

○ 告示日：令和7年7月（予定）

○ 適用期日：告示日又は令和8年1月1日（予定）